

「埼玉県空き家対策連絡会議」設置要綱等の改正について

■改正の経緯

- ・空家等対策の推進に関する特別措置法の施行（平成27年2月26日）に先立って、市町村相互間の連携等を目的として全市町村、関係団体、県が参加する「**埼玉県空き家対策連絡会議**」を立ち上げ
- ・国土交通省が「**空き家対策と所有者不明土地等対策の一体的・総合的推進（政策パッケージ）**」を取りまとめ、令和6年1月22日に都道府県宛てに通知

埼玉県においても、両対策を一体的に推進していく観点から「埼玉県空き家対策連絡会議」を「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」に改組し、本会議の設置要綱及び専門部会運営要領を改正

■改正の概要

【設置要綱】

- ・「埼玉県空き家対策連絡会議」を「埼玉県空き家・所有者不明土地対策連絡会議」とし、議長を埼玉県都市整備部副部長、副議長を企画財政部地域経営局長とする。
- ・所掌事項に所有者不明土地対策に関する事項を追加する。
- ・事務局に埼玉県企画財政部土地水政策課を追加する。
- ・オブザーバーに国土交通省関東地方整備局用地用地企画課を追加する。

【専門部会運営要領】

- ・設置要件及び所掌事項に所有者不明土地対策に関する事項を追加する。
- ・空き家対策に関する事項については埼玉県都市整備部建築安全課を、所有者不明土地対策に関する事項については埼玉県企画財政部土地水政策課を事務局とする。

■ 要綱等の改正についての構成員への意見照会結果

- ・全構成員に対して意見照会を実施

【主な意見】

	設置要綱等への意見	設置要綱意見への回答
1	専門部会の他に、空き家対策分科会といった「分科会」等を設置して、各分野に特化した情報交換ができる体制を整えてほしい	空き家対策等の分野ごとの分科会等の設置については、現状の研修会や意見交換会と同様に開催していく予定です。その際は第10条の記載内容で対応可能と考えています。
2	空き家対策と所有者不明土地対策の所管が異なる場合、今後どの範囲まで参加するのか判断がつかない	連絡会議については、両対策を一体的に推進すべき内容を優先的に議題としますが、議題に応じて所管課にご参加いただく事を想定しています。会議の次第等運営方法については今後検討してまいります。また、専門部会等については、それぞれの所管課においてご参加いただく事を考えています。

- ・その他、誤字の指摘等の修正あり

■ 連絡会議の改組後の運営等について

- ・年2回の連絡会議については、空き家対策と所有者不明土地対策を一体的に推進すべき項目を優先的に議題として取り上げていくものとするが、両対策個別の事項についても議題として取り上げを可能とする。
- ・両対策個別の事項については、専門部会のほか、必要に応じて従来通り意見交換会・研究会・分科会などをそれぞれの事務局において各市町村所管課及び構成員と実施する。